

令和7年度白鷹町動物適正飼育対策事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は動物の適正な管理を推進し、生活環境の向上を図るため個人、団体又は地域が行う、適正飼育のための対策事業に要する費用に対し、予算の範囲内において補助金を交付することに関し、白鷹町補助金等の適正化に関する規則（昭和52年規則第5号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 不妊手術 雌猫の卵巣又は卵巣及び子宮の両方を摘出する手術をいう。
- (2) 去勢手術 雄猫の精巣を摘出する手術をいう。
- (3) 避妊手術 不妊手術又は避妊手術をいう。
- (4) 飼い猫 特定の飼い主に飼育されている猫をいう。
- (5) 飼い主のいない猫 特定の飼い主がなく、町内に生息している猫をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金交付の対象となる者は、町内に住所を有する者、団体又は地域であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 自らの飼い猫に、避妊手術を受けさせようとする者（ただし、第3号に該当する者を除く）
- (2) 飼い主のいない猫に避妊手術を受けさせようとする者、団体又は地域
- (3) 不適正な飼育により、糞尿被害等の苦情が寄せられる飼い猫に対し不妊手術を受けさせようとする者、団体又は地域
- (4) 前2号への協力を行う動物愛護推進員

2 前項の規定にかかわらず、同一の猫を対象に国、県その他団体から同様の補助金を受ける者、団体又は地域は、交付の対象としない。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる経費は、次に掲げる費用とする。

- (1) 避妊手術に要する費用

(2) 前条第1項第4号に規定する動物愛護推進員の協力に要する費用

(3) その他町長が必要と認める費用

(補助金の額)

第5条 補助金の額及び頭数は、次に掲げるとおりとする。

(1) 不妊手術を実施した猫1頭につき5,000円を上限とし、補助対象経費が限度額に満たないときは、補助対象経費の額とする。

(2) 去勢手術を実施した猫1頭につき3,000円を上限とし、補助対象経費が限度額に満たないときは、補助対象経費の額とする。

(3) 前条第2号の補助金の額は、100,000円を上限とし、補助対象経費が上限額に満たないときは、補助対象経費の額とする。

(4) 前条第3号の補助金の額は、町長が認める額とする。

2 第3条第1項第1号による避妊手術に対する補助金の交付については、1世帯につき1頭までとする。

3 第3条第1項第2号又は第3号による避妊手術に対する補助金の交付については、頭数の上限を設けないものとする。ただし、補助金の合計額は200,000円を上限とする。

(補助金の交付申請及び実績報告)

第6条 避妊手術に係る補助金の交付を受けようとする者は、白鷹町動物適正飼育対策事業費補助金交付申請書兼実績報告書（避妊手術に要する費用）（様式第1号）に、当該手術に係る領収書その他関係書類を添えて町長に提出しなければならない。なお、補助金交付申請書は実績報告書を兼ねるものとする。

2 第3条第1項第4号の協力を行う動物愛護推進員が補助金の交付を受けようとするときは、白鷹町動物適正飼育対策事業費補助金交付申請書兼実績報告書（動物愛護推進員に要する費用）（様式第2号）に関係書類を添えて町長に提出しなければならない。なお、補助金交付申請書は実績報告書を兼ねるものとする。

(補助金の交付決定及び額の確定)

第7条 町長は、前条の申請があった時は、補助金交付申請書兼実績報告書を審査し、適当と認めた場合、白鷹町動物適正飼育対策事業費交付決定通知書兼確定通知書（様式第3号）を申請した者に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 実績報告は、第6条第1項に規定する白鷹町動物適正飼育対策事業費補助

金交付申請書兼実績報告書（避妊手術に要する費用）（様式第1号）、同条第2項に規定する白鷹町動物適正飼育対策事業費補助金交付申請書兼実績報告書（動物愛護推進員に要する費用）（様式第2号）及び添付資料の提出をもってこれに代えることができる。

（補助金の交付）

第9条 町長は、規則第14条の規定により補助金の額を確定したときは、速やかに補助金を交付するものとする。

2 補助金の支払を受けようとする者は、白鷹町動物適正飼育対策事業費補助金精算払請求書（様式第4号）を町長に提出しなければならない。

（遵守事項）

第10条 飼い主のいない猫に係る交付決定者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

（1） 飼い主のいない猫を保護する場合は、継続的に給餌、給水等の世話をし、適正に管理すること。

（2） 飼い主のいない猫を避妊手術前の生息場所に戻す場合は、避妊手術済みである事を識別できるよう片方の耳にV字カット等の措置を講ずるとともに、トイレの設置、餌の適正な管理等周辺環境の美化を図り、近隣住民の理解を得るよう努めること。

（補助金の交付決定の取消）

第11条 町長は、交付した補助金について適正を欠くと判断した場合、補助金の交付決定を受けた申請者に対し、当該補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

（委任）

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に対し必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。